

田布施町ステップアップルーム等設置要綱

田布施町教育委員会

(ルーム設置)

第1条 在籍する学級での学習や集団での生活が困難となった生徒（以下「不登校等生徒」という。）の支援を行う特別の教室（以下「ステップアップルーム」という。）を設置するとともに、専属の教員（以下「サポート教員」という。）を配置する。

(趣旨)

第2条 不登校等生徒に対する個別の支援による在籍する学級への復帰に向けた取組支援を行なうとともに、配置校における不登校の未然防止に取り組むことにより、所属する集団への適応を促す。

(役割)

第3条 サポート教員は以下の役割を担う。

- (1) ステップアップルームの運営に関すること
- (2) 不登校等生徒の理解・支援に関すること
- (3) 不登校の未然防止に向けた取組に関すること
- (4) センター校としての小中連携に関すること
- (5) SC・SSWの専門家や関係機関等との連携に関すること

(設置校)

第4条 田布施町立田布施中学校に設置する。

(通室対象生徒)

第5条 欠席が継続している、又は、継続することが見込まれる不登校等生徒を対象とし、学校や生徒等の事情に応じて校長が決定する。

(実施計画書)

第6条 設置校の校長は、別紙様式1により、実施計画書を提出する。

(実施報告書)

第7条 設置校の校長は、別紙様式2により、実施報告書を提出する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、不登校対策に関する必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。